

## 飲食店時短要請協力金(第3期) Q&amp;A

※このQ&Aでは四日市市を「A区域」

桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市、伊賀市、名張市を「B区域」

上記以外の市町を「C区域」と表記します。

## Q1 第3期の時短要請協力金の支給要件は？

A1 県内の飲食店が、以下の要請に応じていただいた場合に支給対象となります。

なお、6月1日からは、結婚式場で結婚式（披露宴、二次会等含む。以下同じ。）

その他のイベントを行う場合や、ホテル又は旅館の集会の用に供する部分で結婚式を行う場合も、要請の対象となります。

要 請 項 目	A 区域		B 区域		C 区域	
	6/1～ 6/13	6/14～ 6/20	6/1～ 6/13	6/14～ 6/20	6/1～ 6/13	6/14～ 6/20
<ul style="list-style-type: none"> <li>・時短要請期間の全期間、県内の全店舗において20時から翌日午前5時まで営業を行わないこと</li> <li>・時短要請開始日前日以前から、食品衛生法上の有効な許可を取得しており、かつ、時短要請期間の全てを通して有効であること</li> <li>・時短要請開始日前日以前から、通常の営業終了時刻が20時を越えていること</li> <li>・業種別ガイドラインを遵守し、感染予防対策を講じていること</li> </ul>	○	○	○	○	○	○
カラオケ設備の利用を行わないこと	○	○	○	○	○	○
酒類の提供を行わないこと	○	○	○	-	-	-

○ … 要請あり

## Q2 これまでの時短要請協力金や支援金とこの協力金は、重複して申し込むことができるのか？

## A2 【三重県の協力金との重複利用】

令和3年1月18日～2月7日を期間とする時短要請協力金（桑名市、四日市市、鈴鹿市の飲食店対象）、4月26日～5月31日を期間とする飲食店時短要請協力金は、今回の協力金とは対象期間が異なるため、重複して支給を受けることができます。

ただし、床面積1,000㎡を超える大規模集客施設や入居するテナントが時短要請（要請期間5月9日～6月20日）に応じた場合に支給される「三重県集客施設時短要請協力金」（Q20参照）は、この協力金と重複して申し込むことはできません。

## 【三重県の支援金との重複利用】

三重県飲食店・取引事業者等事業継続支援金（令和3年3月8日～4月16日申請受付）については、今回の協力金と対象期間が異なるため支給対象となりますが、三重県飲食店取引事業者等支援金及び三重県酒類販売事業者等支援金（令和3年6月8日～7月30日申請受付）については、重複して利用することができません。また、三重県観光事業者支援金との重複利用もできません。

**【国の支援制度との重複利用】**

国の実施する新型コロナウイルス関連の支援金等については、今回の協力金では制限していませんが、国の制度で制限を設けている場合もありますので、それぞれの制度の担当省庁等にお問い合わせください。

**Q3 飲食店とは何を指すのか？**

A3 食品衛生法上の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗を指します。

なお、Q11～Q20 に例外的な取り扱い等、具体的な事例を掲載していますので、ご確認ください。

**Q4 協力金の対象となる、飲食店を運営している事業者とは、具体的に何をさすのか？**

A4 対象店舗を運営している事業者とは、その店舗を所有又は長期賃貸借し、常在する店舗の営業時間・営業内容に関する決定権を有するものを言います。

**Q5 大企業も協力金支給の対象となるか？**

A5 大企業も対象となります。なお、協力金の算定方法は売上高減少額方式(1日当たりの売上高の減少額×0.4)に限定されます。

**Q6 対象外となる店舗はあるか？**

A6 以下の店舗は対象外となります。

- ・テイクアウトやデリバリー専門店
- ・スーパーやコンビニでイートインスペースのある店舗
- ・キッチンカー等による営業
- ・24時間営業のネットカフェや漫画喫茶など、宿泊が主目的の施設
- ・従業員食堂や給食施設など、病院、学校、事業所内などに存在し、特定の関係者のみが利用する店舗（一般の方向けに営業している施設は対象）
- ・行事や祭り、イベント等で出店を行う場合
- ・旅館等の宴会場で、宿泊客のみに飲食を提供する場合
- ・屋外のみ飲食スペースがある場合（但し、ビアガーデン、バーベキュー施設等は対象（Q15参照））

**Q7 オーダーストップが20時でもよいのか？**

A7 オーダーストップや会計を済ませるのみではなく、20時までにお客様にお帰りいただく必要があります。お客様が混乱せず、20時まで閉店できるよう、オーダーストップ時刻を設定してください。

**Q8 県内に複数店舗を持つ場合、店舗数に応じた協力金が支給されるか？**

A8 県内に複数店舗がある場合、全ての県内店舗で時短要請に応じていただければ、県内の全店舗に対して協力金を支給します。

但し、県内店舗のうちの一つでも時短要請に応じていただいていないものがある場合は、全ての店舗に対して協力金は支給されません。

**Q9 県内に複数店舗を持つ場合で、A区域とB区域など複数の区域に店舗がある場合、要請内容や協力金の額はどうか？**

A9 A区域、B区域、C区域の各区域で、要請内容や協力金の金額が異なってきます。

**Q9-2 四日市市と桑名市でそれぞれ営業しているが、6月14日以降はどのように対応すればよいのか。**

A9-2 四日市市の店舗においては6月20日までまでの間、20時までの時短営業、終日酒類の提供をしないこと、終日カラオケ設備を利用しないこと、感染防止対策の徹底をお願いいたします。桑名市の店舗においては6月20日までまでの間、20時までの時短営業、終日カラオケ設備を利用しないこと、感染防止対策の徹底をお願いいたします。6月14日以降は酒類の提供は可能となります。

なお、6月20日までの間に四日市市の店舗で酒類の提供をした場合は、他市町の店舗を含め県内の全ての店舗が協力金の対象外となりますのでご注意ください。

対象地域	四日市市	桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市、名張市、伊賀市	その他区域
時短営業	20時まで	20時まで	20時まで
酒類の提供	提供しない	提供可(6/14以降)	提供可
カラオケ設備を利用	利用しない	利用しない	利用しない

**Q10 20時以降、お客様が退店していなくても、飲食の提供を行っていないければ、要請に応じたこととなり、支給対象となるか？**

A10 20時にお客様が全て退店している状態で閉店していただく必要があるため、対象となりません。適切なラストオーダーの時間設定やお客様への閉店時間の周知等をお願いします。

**Q11 旅館やホテル等の宿泊施設や、宿泊施設内にあるレストラン等も、20時までに飲食の提供をやめれば支給対象となるか？**

A11 ホテルや旅館が宿泊者を対象として飲食を提供する場合は、時短要請の対象ではありません。

しかし、旅館やホテル内の施設であっても、宿泊客以外のお客様が来店するレストラン等の場合 20時までの営業としていただければ対象となります。但し、この場合、対外的に宿泊者以外が 20時を越えて常時利用することができることが公表されており、宿泊者以外のお客様を対象とした営業が時短要請前から行われていることが必要です（例えば、宴会の予約が入ったときのみ飲食サービスを提供している場合は対象外です）。

なお、宿泊者に対してルームサービスで飲食を提供することは、時短要請の対象ではありません。

**Q12 ショッピングセンター内のフードコートは対象となるか？**

A12 個々の店舗で、従来から 20時を越えた営業であるか等の要件により判断しますので、フードコート全体が時短したことにより、全店舗一律に協力金が支給されるわけではありません。

なお、時短要請前からフードコート全体が時短や休業をしている場合は、対象外となります。

※フードコートに入居しているテナントが、この協力金と三重県集客施設時短要請協力金を重複利用することはできません（Q2参照）。

**Q13 ボウリング場内に飲食店があるが、店内に飲食スペースはなく、お客様はそこで購入した飲食物をレーンの後ろにあるベンチなどで食べていただいている。この場合の飲食店は協力金の対象となるか？**

A13 専用の飲食スペースを店内に有する場合に協力金の対象となります。そのため、休憩スペースやベンチなどが、飲食専用の場所ではない場合は対象外です。

**Q14 24時間営業の飲食店はどのように対応すればよいか？**

A14 20時から翌朝午前5時までの間、店内にお客様がいない状態で閉店していただくようお願いします。

**Q15 1月の時短要請では対象外とされていたビアガーデンやバーベキュー施設は要請の対象となるか？**

A15 「食品衛生法上の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗」である

場合は対象となります。

※感染状況の悪化や、屋外での親族・友人間の会食でも感染拡大が見られていることなどをふまえ、広く会食の場を対象とする観点から、ビアガーデン、バーベキュー施設等についても、「食品衛生法上の飲食店営業許可、又は喫茶店営業許可を受けている店舗」である場合は対象とします。

**Q16 カラオケ店は対象となるか？**

A16 「食品衛生法上の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗」である場合は対象となります。

なお、食品衛生法上の飲食店営業許可等を受けていないカラオケボックス等のカラオケ店は、三重県飲食店取引事業者等支援金の対象となります。

**Q17 キッチンカーは対象となるか？**

A17 お客様が入る飲食スペースを有していないため、テイクアウトやデリバリー同様対象外です。

**Q18 ウェディング専用施設やセレモニーホールにおける飲食は対象か？**

A18 結婚式場については要請の対象ですが、セレモニーホール葬祭場等その他の冠婚葬祭に関する人が集まる施設であって、当該施設本来の目的で利用するお客様のみには飲食を提供する場合は対象外となります。

**Q19 24時間営業しているネットカフェ、漫画喫茶など飲食店営業許可を得ており、飲食を提供する施設で、完全個室となっているタイプのものも対象となるのか？**

A19 内閣官房からの事務連絡により、ネットカフェ・漫画喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当数見込まれる施設については、特措法に基づく要請を行う施設の対象外とされていることから、対象とはしません。

**Q20 飲食店とその他の業種を同一店舗で営業している場合、20時の時点で飲食店を閉店すれば、他の業種の方は20時を過ぎて営業を続けても協力金の対象となるか？**

A20 飲食店と他の業種を同一店舗で一体で営業している場合は、20時で閉店していただく必要があります。飲食店と他の業種が分離していることが客観的に確認できる場合は、飲食店のみ時短営業にご協力いただければ協力金の対象となります。

但し、重点区域にある床面積 1,000 m<sup>2</sup>を超えるスーパー銭湯やスポーツ施設などの大規模集客施設の場合、5月9日～6月20日の間、20時までの時短要請の対象となっている施設があり、この場合、施設内の全店舗で時短営業をしていただく

ことが必要となります。また、この協力金と、大規模集客施設が時短要請に応じていただいた場合に支給される「三重県集客施設時短要請協力金」を重複して申し込むことはできません。詳しくは、県のホームページをご確認ください。

URL：[https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027\\_00004.htm](https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027_00004.htm)

**Q21 社団法人、財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、宗教法人などは協力金の対象となるか？**

A21 時短要請の対象となる店舗を運営する者であって、要請を受けて営業時間の短縮を行った場合であれば対象となります。

**Q22 飲食店営業許可の名義と、協力金の申請名義が異なってもよいか？**

A22 協力金の申請者は、原則として、営業許可を受けた事業者です。営業許可の名義と協力金の申請名義が異なる場合（営業委託を受けて営業している場合等を含む）は、その理由を証明する書類が必要となります。

**Q23 飲食店の許可が失効していたが、協力金の対象となるか？**

A23 時短要請の前から有効で、かつ時短要請期間の全てを通して有効な許可を得ている場合に対象となりますので、失効している場合は対象になりません。

**Q24 時短ではなく、休業した場合でも協力金の対象となるか？**

A24 対象事業者が、時短要請期間の全てを通して時短又は休業していただければ支給対象となります。

**Q25 時短ではなく、営業時間を前倒しする場合は協力金の対象となるか？  
（例えば、19時から23時の営業を、15時から20時に変更する場合）**

A25 20時から翌朝午前5時までの間に営業を行わないようにしていただくことが今回の時短要請の主旨ですので、営業時間をずらして20時までに営業を終わらせていただく場合も、協力金の対象となります。

**Q26 時短要請期間中に定休日があるが、この間は協力したこととなるのか？**

A26 時短営業だけでなく、時短要請期間中に休業していただくことも要請に応じていただいたとみなします。時短要請に全面的に協力いただいている店舗であれば、定休日であっても、協力金を減額することはありません。

Q27 通常時は20時までの営業であるが、予約があったときだけ20時を越えて営業する場合がある。この場合、支給対象となるか？

A27 時短要請の対象となる営業時間の「通常時」は、対外的に告知されている営業時間で判断させていただきます。このため、通常の営業終了時刻が20時を越えている店舗でなければ対象外です。

但し、結婚式場及び結婚式で利用できるホテル又は旅館の集会場等（終了予定時刻が20時を越える結婚式の開催実績があり、結婚式を開催できることを対外的に告知している）については、予約があったときだけ20時を越えて営業するものであっても、県の要請に応じている場合は、支給対象となります。

Q28 時短要請期間中、期間の全てにおいて時短営業を行わなければ、協力金が支給されないのか？

A28 時短要請期間の全てで要請に応じていただかなければ、協力金の支給対象となりません。

Q29 20時以降、テイクアウト専門で営業しても、協力金の対象となるか？

A29 飲食店を閉店し、お客様に全て退出していただいたうえで、テイクアウトやデリバリー専門として営業していただく場合、協力金の対象となります。

Q30 6月1日以降の時短要請期間中に営業を開始（開店）した場合、対象となるか？

A30 原則として対象外ですが、以下の場合のみ、例外的に対象とします。

- ・令和3年5月31日以前に飲食店又は喫茶店の営業許可申請をしている。
- ・令和3年5月31日以前から開業予定日及時短要請期間中であったことが確認できる。
- ・通常の営業時間が20時を越えていることが確認できる（時短要請期間以降に20時を越えて営業している）

なお、この場合、協力金の額は、支給額下限（売上高方式の場合日額25,000円（重点区域の店舗の場合は30,000円）×営業開始日から6月20日までの日数、売上高減少方式の場合0円）となります。

Q31 時短営業を示す「貼り紙」が県HPにあるが、必ずこの貼り紙を使用しなければならないのか？

A31 時短要請に応じていただくにあたっては、お客様に、

- ・県の要請に応じていること
- ・通常の営業時間ではなく、期間中は営業時間が20時までであること

を周知していただく必要があります。

必ずしも、県HPに掲載する貼り紙を使用する必要はありませんが、貼り紙に必要な事項が記入されていないと協力金が支給されないことがありますので、できるだけ県HPのものをご利用ください。

<貼り紙に掲載必要な事項>

- ・ 県の要請に応じていること
- ・ 実施期間（＝時短要請期間）
- ・ 時短要請期間中は、20時までで閉店すること
- ・ 終日カラオケ設備の利用ができないこと
- ・ 重点区域の飲食店の場合、終日酒類の提供をしていないこと
- ・ 従来の営業時間からの変更を明記
- ・ 店舗名（住所含む）

Q32 時短要請に協力した店舗名は公表するのか？

A32 検討中ですが、公表する予定です。